

日本知的財産

仲裁センター

JIPAC

設立  
25  
周年  
記念

第24回 シンポジウム

25  
JIPAC

## |目次|Contents

式次第	02
25周年の挨拶	03 ~ 06
田中米藏 (日本知的財産仲裁センター センター長)	04
奈須野 太 (内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局統括官 ／前 経済産業省産業技術環境局長)	05
堀籠佳典 (日本知的財産仲裁センター 運営委員長)	06
シンポジウムのご紹介	07 ~ 09
団体概要 事件統計	10 ~ 12
模擬調停寸劇 「知財紛争の合理的解決に向けて」 参考資料	13 ~ 15
調停申立書	16 ~ 21
調停答弁書	22 ~ 24
日本知的財産仲裁センターの 調停について	25 ~ 28
手続電子化等に関する調停手続規則の 改正について 山口裕司 (日本知的財産仲裁センター 運営委員)	29
日本知的財産仲裁センターの 組織	30 ~ 31

JIPACのこれまでとこれから

# 次世代の 紛争解決 機関へ

日本知的財産仲裁センター

## 25周年記念式典及び24回シンポジウム

2023年3月27日(月) 13:00～15:30

●会場 虎ノ門ヒルズビジネスセンター5F 日本国際紛争解決センター

●司会 薄井 淳 (日本知的財産仲裁センター 運営委員・弁護士)

日本知的財産仲裁センター 25周年記念式典 13:00～13:35

開会の挨拶 ■ 堀籠佳典 (日本知的財産仲裁センター 運営委員長)

祝辞 ■ 奈須野 太 (内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局統括官／前 経済産業省産業技術環境局長)

日本知的財産仲裁センター 25年のあゆみとセンター事業のご紹介

■ 田中米蔵 (日本知的財産仲裁センター センター長)

第一部 模擬調停「知財紛争の合理的解決に向けて」 13:35～14:25

第二部 パネルディスカッション 14:40～15:25

テーマ「知財紛争における調停の活かし方」

パネリスト

■ 鎌塚忠則 (キャノン株式会社 知的財産法務本部 知的財産渉外第一課長)

■ 仲井智至 (セイコーエプソン株式会社 知的財産本部 ライセンス部 課長)

■ 山口裕司 (日本知的財産仲裁センター 運営委員・弁護士)

■ 小林純子 (阿部・井窪・片山法律事務所・弁理士)

コーディネーター

■ 辻村和彦 (日本知的財産仲裁センター 運営委員・弁護士)

総括 田中米蔵 (日本知的財産仲裁センター センター長) 15:25～15:30

# ◎ 25周年のご挨拶

greeting

# 日本知的財産仲裁センター 25周年にあたって



日本知的財産仲裁センターは、本年2023年をもちまして25周年を迎えることとなりました。これもひとえに、日本知的財産仲裁センターを御支持頂いております利用者の皆様のお陰でございます。また、日本知的財産仲裁センターの母体である日本弁護士連合会及び日本弁理士会の会員の皆様にも、今日まで見守って頂けていることを深く感謝申し上げます。

日本知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会により1998年3月に工業所有権の分野での紛争処理を目的として当初は「工業所有権仲裁センター」という名称で設立され、同年4月1日より運営を開始したADR（裁判外の紛争解決手段）機関です。「工業所有権仲裁センター」は、調停及び仲裁により、弁護士及び弁理士による知的財産についての裁判以外での紛争解決手段を提供する機関として誕生致しました。

更に、「工業所有権仲裁センター」は、2000年に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）と協定を締結し、JPNICに登録しているJPドメイン名の紛争を解決するための「JPドメイン名に関する認定紛争処理機関」になり、業務を拡大致しました。

そして、2001年4月に名称を現在の「日本知的財産仲裁センター」に改め、業務範囲を工業所有権（産業財産権）から知的財産権に拡大致しました。

この後、2004年には「センター判定」の業務を開始し、無効判定を含めた判定業務の提供を始め、2011年からは「事業適合性判定」という新しいサービスも開始しています。「事業適合性判定」は、事業者が新たなビジネスを開始する際に当該ビジネスが他者の特許等に抵触するかを判断可能な情報を提

供する業務として、これからも利用の増加が期待される業務です。

日本知的財産仲裁センターによる上記業務は全て、弁護士及び弁理士の協働によることが特徴で、企画及び運営も全て弁護士及び弁理士が担当し、事務作業については日本弁護士連合会及び日本弁理士会の職員が行っています。このため、日本知的財産仲裁センターが提供するサービスは、全て弁護士及び弁理士の両者の判断を経たものであり、公正中立なものとなっています。

また、日本知的財産仲裁センターは、特許がパテントプールに属すべきものかを判定する必須判定業務にも力を入れております。この必須判定業務でも、弁護士及び弁理士の両者が分析及び判断を行った高品質な判定結果を提供しております。更には、近年注目が高まっている、事業に対する特許の貢献度評価についてもサービスの提供を開始しております。

このように、日本知的財産仲裁センターは、運営開始当初より利用者の皆様の御支持を得て業務を発展させて参りました。これからも、知的財産について紛争解決の機会を皆様に提供すべく精進して参ります。

最後に、日本知的財産仲裁センターの発足当初に御尽力を頂きました、大先輩となる弁理士及び弁護士の先生方に、改めて御礼申し上げます。先生方の御尽力の御陰で今日の日本知的財産仲裁センターの存続がございます。

皆様、今後とも日本知的財産仲裁センターをどうぞよろしくお願い致します。

2022年度 日本知的財産仲裁センター  
センター長 田中米藏

# 日本知的財産仲裁センター 応援メッセージ



日本知財財産仲裁センターが設立25周年を迎えられますことを心からお祝い申し上げます。貴センターにおかれましては、知的財産権の分野での紛争処理を目的とするADR（裁判外紛争解決）機関として、調停・仲裁等の紛争処理に関するサービスを提供するだけでなく、知財の事業適合性判定や事業に対する特許の貢献度評価など、新技術の円滑な事業化に貢献する新しいサービスにも精力的に取り組まれていることに深く敬意を表します。

経済産業省では、我が国の産業競争力の強化に向け、イノベーションを創出するための環境整備を進めてまいりました。その一つに、CIP (Collaborative Innovation Partnership; 技術研究組合) 制度があります。本制度は、複数の企業、大学、独法等が協同して試験研究を行うことにより、単独では解決できない課題を克服し、技術の実用化を図るための組合 (CIP) を主務大臣の認可により設立できる制度です。また、本制度では、共同研究成果の事業化を促進するため、CIPから株式会社などへ移行する組織変更や新設分割が認められています。

このCIPからの会社への移行制度は、研究成果のスムーズな事業化に資するものですが、実際に研究成果の事業化を行う際は、特許紛争のリスクといった現実的な課題が生じます。例えば、経済産業省が認可したCIPの一つである技術研究組合光電子融合基盤技術研究所 (PETRA) は、その成果を事業化す

る際に、実施しようとする事業について、知財面での強みや弱み、権利侵害の有無等、ビジネスにおける法的リスクを検証する必要がありました。そこで、PETRAは貴センターの「事業適合性判定」を利用した結果、自らの事業の強みと弱みを客観的に把握することができ、さらに独立・中立の第三者機関による判定であったことで、外国企業からの信頼も得ることができたと承知しています。

また、CIPを会社化するケースでは、CIPの各構成員の貢献度に応じて株式を割り当てることができますが、この「貢献度」を当事者の納得を得る形で算定することは容易ではありません。貴センターは、産学の貢献割合の評価等にも適用できる「事業に対する特許の貢献度評価」を既にサービスとして提供しています。こうしたサービスは、CIPの会社化を円滑にし、研究成果の迅速な社会実装に貢献することはもちろん、複数主体による共同研究開発や技術力、知財力を結集した事業化を促し、企業における戦略的権利形成につながるものと期待しています。

貴センターが弁護士と弁理士の協同による信頼性の高い法律サービスの提供を通して、CIP制度を始めとする我が国のイノベーション政策の一翼を担っていただいていることに心から感謝を申し上げますとともに、貴センターのますますのご発展を祈念し、応援のメッセージといたします。

令和5年3月27日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局統括官／  
前 経済産業省産業技術環境局長

奈須野 太

# 日本知的財産仲裁センター 25周年にあたってのご挨拶



運営委員長の堀籠佳典です。日本知的財産仲裁センターは本年3月に創立25周年を迎えます。知的財産を巡る環境が目まぐるしく変わる中、日本知的財産仲裁センターが発展し続け、無事25周年を迎えることができましたのも、ひとえに、その運営を支えていただいた皆様のご支援、ご協力によるものであり、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、日本知的財産仲裁センターは、1998年3月26日、日本弁理士会および日本弁護士連合会により「工業所有権仲裁センター」として設立され、4月1日に調停、仲裁等の業務の運営を開始いたしました。そして、2000年8月に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）と協定を締結し、JPドメイン名の紛争を解決するための「JPドメイン名に関する認定紛争処理機関」になり、2004年3月から「センター判定」、2006年4月から「必須判定」、2011年4月から「適合性判定」、2016年1月から「事業に対する特許の貢献度評価」に業務範囲を拡大してまいりました。現在、全国8箇所（東京本部、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所及び九州支所）の拠点を有するに至っています。

この25年間、知的財産の専門家を取り巻く環境は

大きく変化してきております。2000年に知的財産基本法が制定、知財立国宣言がなされて以降、知的財産の保護・活用に注目が集まってきました。政府の知的財産推進計画でも、知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動や知財紛争処理システムの機能強化などが叫ばれています。

こうした中、日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会および日本弁護士連合会を母体とする団体として、知的財産の紛争解決その他のニーズに応え、知的財産制度の維持・発展に重要な役割を担ってきました。今後も、知的財産を取り巻く環境の変化に対応し、知的財産を巡る様々なニーズに応えることができなければなりません。各種サービスの電子化や国際化を含め、日本知的財産仲裁センターとしてやらなければならないことは山ほどあります。これからも、日本知的財産仲裁センターの円滑な運営及び発展のため、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、これまで日本知的財産仲裁センターの発展に尽力いただきました先生方や25周年記念事業を滞りなく行うために努力を続けてこられました先生方に対して感謝の意を表しまして私の挨拶とさせていただきます。

2022年度 日本知的財産仲裁センター

運営委員長 堀籠佳典

# ● シンポジウムのご紹介

Introduction



**当センターでは、**

---

1999年3月から毎年1回(2022年を除く)、  
知的財産に関するテーマを定めて公開シンポジ  
ウムを開催してきました。ここ直近のシンポジウ  
ムを中心に、過去に取り扱ったテーマ等をご紹介  
させていただきます。

---

なお、今後もシンポジウムは開催する予定で  
ますので、ご参加をお待ちしております。

---

# 1999 ~ 2021

## Symposium history



### ◎ 第20回シンポジウム

知って、比べて、使ってみよう！いろいろな調停、仲裁  
～各種ADR機関の実践的比較～



### ◎ 第15回シンポジウム

日本企業の海外進出とADRの活用  
～知財紛争の予防から解決まで～



### ◎ 第21回シンポジウム

特許紛争における損害賠償の実施料相当額の算定手法



### ◎ 第18回シンポジウム

デジタル・ネットワークの発展と知的財産保護  
情報化社会の最前線～その現状と展望



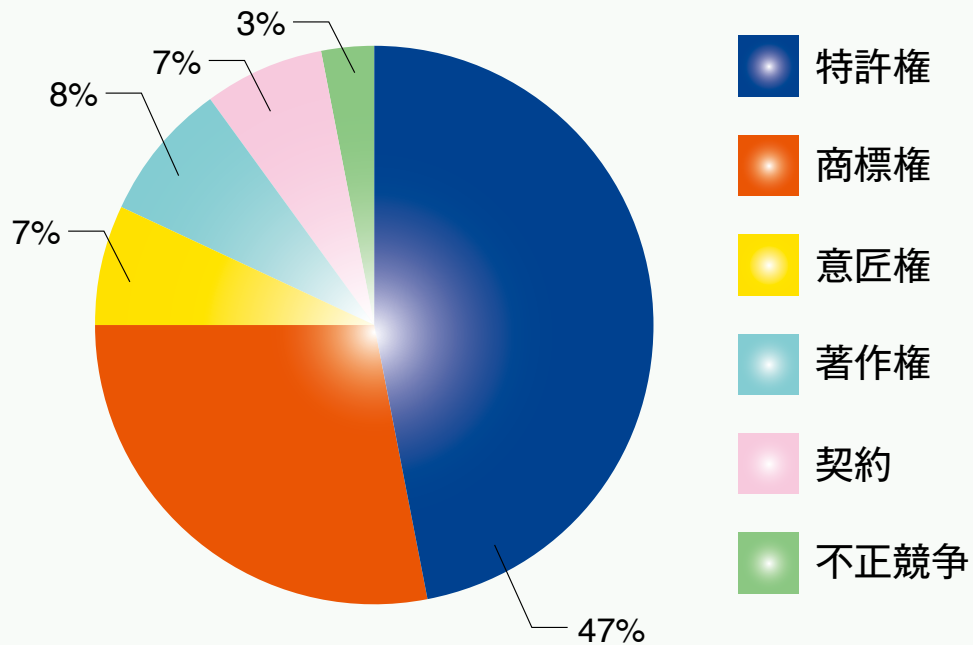
### ◎ 第22回シンポジウム

知財調停の勘所～ライセンス契約模擬調停を素材に～

団 体  
—  
概 要

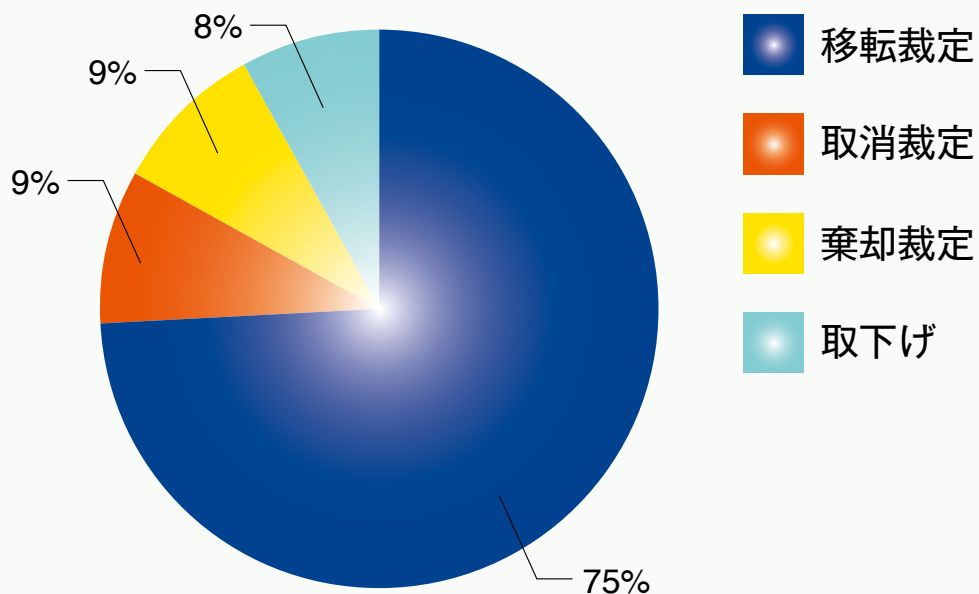
事件統計

### 調停・仲裁事件の対象権利等の種類



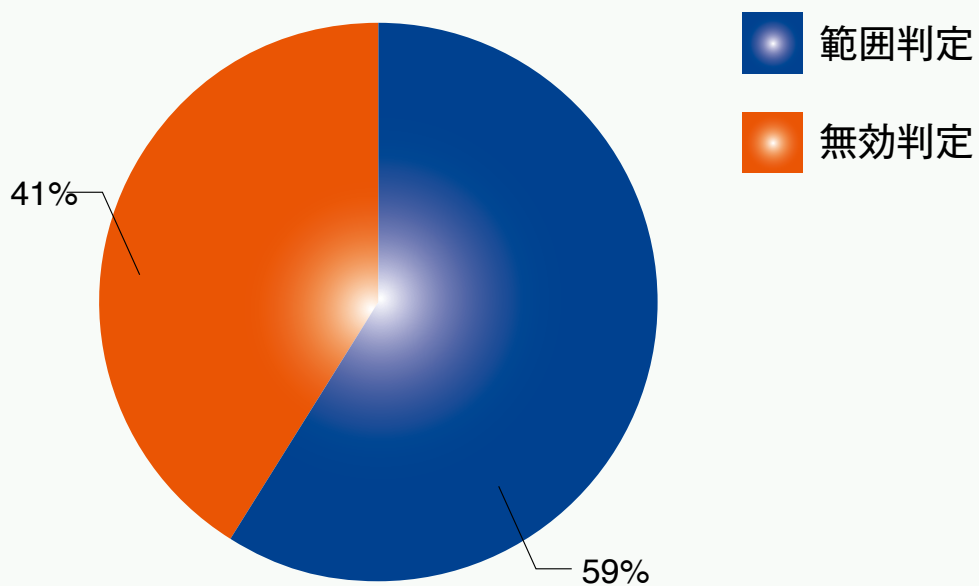
これまでに当センターに申立てられた調停・仲裁事件の知的財産権の分野を示しています。

### JPドメイン名紛争処理 終結結果



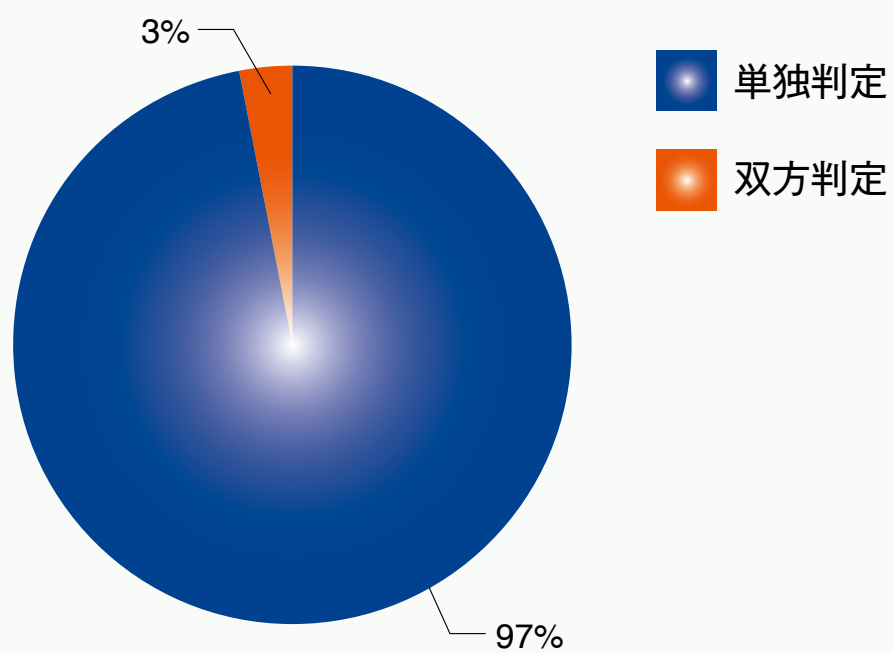
これまでに当センターに申立てられたJPドメイン名紛争処理事件の終結結果を示しています。  
JPドメイン名紛争の事件一覧は <https://www.ip-adr.gr.jp/business/domain/list/> をご覧ください。

### センター判定 判定事項の割合



これまでに当センターに申立てられたセンター判定の判定事項を示しています。

### センター判定 種類の割合



これまでに当センターに申立てられたセンター判定の種類を示しています。

## 模 擬 調 停 寸 劇

# 「知財紛争の合理的解決に向けて」

※本模擬調停の事件はフィクションです。実在の人物や団体とは関係ありません。

参考資料

## 1. 当事者

権利者(申立人)：有限会社オオエド商会。衛生用品の製造販売を行う企業

被疑侵害者(被申立人)：株式会社セイテン。服飾雑貨の製造販売を行う企業

## 2. 語句

オオエド特許：有限会社オオエド商会が有する特許権

抗ウイルスマスク(イ号製品)：株式会社セイテンが製造販売するマスク

## 3. オオエド特許の概要

### 【特許請求の範囲】

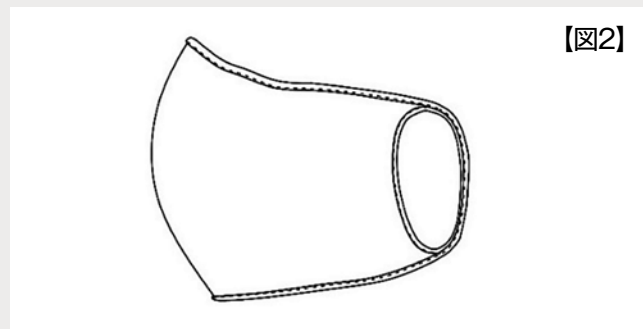
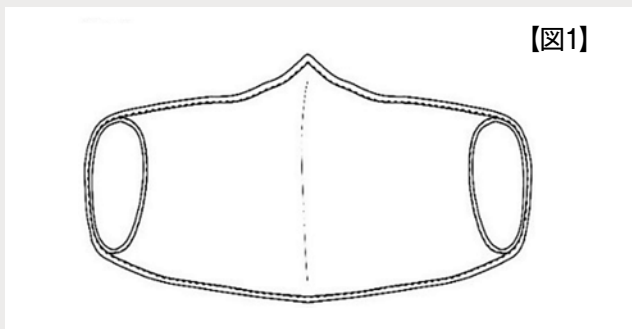
抗ウイルス剤を施したニット布地と……から成る衛生マスクであって、

マスク本体は、鼻部、下顎部、左右の耳介部を覆う形態で、表側に抗ウイルス剤を施したニット布地を、内側に……

前記マスク本体には、……周縁に沿ってニット布地で縁取を形づくる枠体を形成したことを特徴とする衛生マスク。

## 4. オオエド特許出願の書に添付された図面

### 【第1図】



## 5. イ号製品

### 【第2図】



## 6. 争点

イ号製品のオオエド特許発明の技術的範囲への属否

・「マスク本体は、鼻部、下顎部、左右の耳介部を覆う形態」(構成要件B)の充足性

## 7. 争点に対する当事者双方の主張

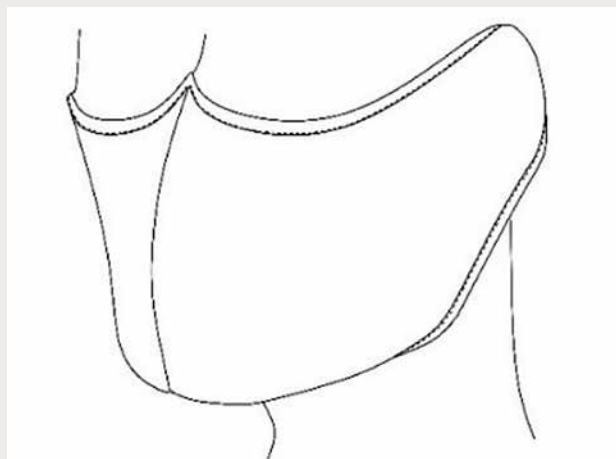
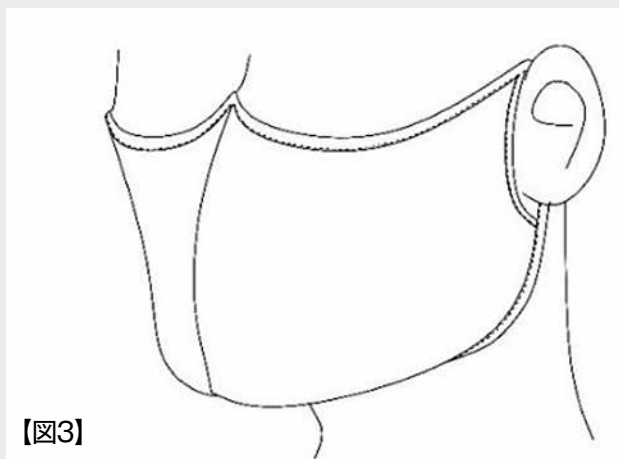
### 【第3図】

#### オオエドの主張

「左右の耳介部を覆う形態」とは、耳介部の付け根の外側だけを覆う形態を意味し(オオエド特許出願の【図3】等)、イ号製品は構成要件Bを充足する。

#### セイテンの主張

「覆う」とは、露出するところがないように全体にかぶせてしまう意であるから、「左右の耳介部を覆う形態」とは、下記のような耳介部の全てを覆う形態であり、イ号製品は構成要件Bを充足しない。





# 調停申立書

2023年○月△日

※本模範調停の事件はフィクションです。実在の人物や団体とは関係ありません。

## 日本知的財産仲裁センター 御中(注1)

### 1 申立人(注2)

住所(居所) 〒130-0000  
東京都〇〇区〇〇〇〇  
氏名(名称) 有限会社オオエド商会  
(代表者) 代表取締役 〇〇〇〇 印

### 2 申立人代理人(注3)

住所(居所) 〒100-0000  
東京都〇〇区〇〇〇〇  
〇〇法律特許事務所(送付先)  
電話番号 03-0000-1111  
ファックス番号 03-0000-1112  
電子メールアドレス xxxxxxxx@〇〇〇〇.jp  
氏名 弁護士 〇〇〇〇 印

住所(居所) 〒101-0000  
東京都〇〇区〇〇〇〇  
〇〇国際特許事務所  
電話番号 03-0000-2221  
ファックス番号 03-0000-2222  
電子メールアドレス xxxxxxxx@〇〇〇〇.com  
氏名 弁理士 〇〇〇〇 印

### 3 被申立人(注4)

住所(居所) 〒151-0000  
東京都〇〇区〇〇〇〇  
電話番号 03-2000-0000  
ファックス番号 03-2000-0001  
電子メールアドレス xxxxxxxx@〇〇〇〇.co.jp  
氏名(名称) 株式会社セイテン  
(代表者) 代表取締役 〇〇〇〇

## 4 紛争の概要(注5)

### 第1 当事者

1. 申立人は、衛生用品の製造販売を業とする会社です。
2. 被申立人は、服飾雑貨の製造販売を業とする会社です。

### 第2 申立人の特許権

1. 申立人は、次の特許権(以下「本件特許権」といい、その特許を「本件特許」といいます。)を有しています(甲1)。

- (1)特許番号 特許第〇〇〇〇〇〇号  
(2)発明の名称 衛生マスク  
(3)出願日 20××年〇月×日  
(4)出願番号 20××-〇〇〇〇〇〇  
(5)登録日 令和元年7月31日  
(6)特許請求の範囲 特許公報(甲2)の特許請求の範囲に記載のとおりで請求項の数は1個です。

2. 申立人の本件特許権は、特許原簿(甲1)に記載されているとおりで、現在有効に存続しています。

3. 本件特許は、上記の特願20××-〇〇〇〇〇〇の特許出願に特許を得ており、本件特許の請求項1記載の発明(以下「本件発明」といいます。)は、下に分説して示すとおりです(以下「構成要件A」などのようにいいます。)

- A ……  
B マスク本体は、鼻部、下顎部、左右の耳介部を覆う形態で、……  
C ……  
D ことを特徴とする衛生マスク。

### 第3 被申立人の行為

#### 1. 行為

被申立人は、2022年〇月ころから現在まで、別紙被申立人製品目録記載の製品(以下「被申立人製品」といいます。)を、業として、製造し、販売しています。

#### 2. 被申立人製品

被申立人製品の構造は、別紙被申立人製品説明書に記載のとおりであり、その構成は、次のようなものです(以下「構成a」などのようにいいます。)

- a ……  
b ……  
c ……  
d ……

### 第4 本件発明と被申立人製品との対比

以上を前提に、本件発明の各構成要件と被申立人製品の各構成とを対比します。

#### (1)構成要件A

……

よって、被申立人製品の構成aは、本件発明の構成要件Aを充足します。

#### (2)構成要件B

……

#### (3)構成要件C

……

#### (4)構成要件D

……

上記のとおり、被申立人製品は、本件発明の構成要件A～Dを全て充足します。よって、被申立人製品は、本件発明の技術的範囲に属するものです。

## 第5 調停申立てに至った事情

申立人は、被申立人に対して、被申立人製品につき、本件特許権に基づく差止及び同特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めました。しかしながら、被申立人は、被申立人製品は本件発明構成要件Bを充足しないとして、合意に至らない状況となっています。

## 第6 争点

被申立人製品の発明の技術的範囲への属否

ア 「左右の耳介部を覆う形態」(構成要件B)の充足性

## 第7 争点に対する主張

「左右の耳介部を覆う形態」(構成要件B)とは、左右の耳介部の付け根の外側を覆う形態を意味し(本件明細書の段落【○○○○】【図3】等)、・・・

被申立人は、「左右の耳介部を覆う形態」とは、左右の両耳介部の全てを覆う形態であると主張しますが、・・・

## 5 申し立てる解決の要旨(注6)

「紛争の概要」記載の事情について、被申立人との間で適切な和解をするための調停を求めます。

## 6 調停人の数についての希望(注7)

3名による調停を希望します。

## 7 添付書類(注8)

(1)調停申立書 写し5通(注9)

(2)証拠書類 1通、写し5通

証拠目録 (証拠説明書)

甲第1号証 特許登録原簿

甲第2号証 特許掲載公報

甲第3号証 報告書

資格を証明する書類申立人、被申立人各1通(計2通)

(3)委任状 2通

(4)…………… (注10)

注1:

【宛先】(調停手続規則第1条)

日本知的財産仲裁センターだけで結構です。申立て受付及び事件管理業務は、ホームページ掲載の東京本部、関西支部、名古屋支部、及び全国5つの支所で行っておりますので、申立て宛先等に疑問がある場合、ご相談ください。

注2:

【住所(居所)】(調停手続規則第2条2項1号)

申立人が法人の場合、原則、法人資格証明書類に記載された本店(会社の場合)、主たる事務所(社団等の場合)等の登録地を記載します。権利能力なき社団の場合、社団名及び代表者名を併記することになります(この場合、下の代表者は不要となります)。申立人が自然人の場合、住所又は居所を記載します。住民票等の届出は不要ですが、連絡のとれる住所(居所)を記載してください。

【代表者】

① 申立人が法人の場合であって代理人がない場合には、添付書類として提出する法人資格証明書において代表者として登

録されている者を申立人の代表者として記載し(肩書については、各登録代表者の資格に従いますので、「社長」等の社内肩書は不要です)、代表者印を押捺してください。但し、代理人がいるときは申立人代表者の捺印は不要です。

② 連絡先として連絡担当者又は代理人をおかない場合、法人代表者の電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記載することが必要です。

【連絡担当者】

申立人代表者と実際の担当者が異なる場合で、代理人をおかない場合、必ず連絡担当者の連絡先を記載してください。インハウスの弁護士、弁理士が連絡担当者の場合、代理人となることも、連絡先となることも、両方を兼ねることも可能です。なお、申立書受理後の書面は連絡担当者名によって行ない、再度の代表者印の押捺は不要です。

注3:

【代理人】(調停手続規則第2条2項2号)

代理人をたてる場合のみ、記載ください。日本知的財産仲裁センターの代理人は、法令により、知的財産権に関する裁判外

紛争解決手続で代理権を認められている者でなければならず、原則、日本国での弁理士または弁護士資格を有する者のみが代理人になれます。なお、本件では共同代理の例を示しますが、弁理士、弁護士とも、単独代理が可能です。また、弁護士法人、特許業務法人が代理人となる場合は、担当する弁護士、弁理士を明記してください。共同代理の弁護士、弁理士の事務所が複数になる場合、送付先を申立書にご記入ください。

注4:

【被申立人】(調停手続規則第2条2項3号)

相手方を示すのに、日本知的財産仲裁センターでは被申立人としています。被申立人が法人の場合、法人資格証明書類に記載されたとおりに代表者も含め、特定してください。自然人の場合は、住民票の添付は御願っておりませんが、連絡がとれる住所(居所)の記載を御願っています。

【被申立人の電話番号等】

被申立人の電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスは、申立人が知る範囲で結構ですので、記載を御願いたします。

**注5:**

**【紛争の概要】**(調停手続規則第2条2項4号)

「紛争の概要」は、調停の理由に相当するもので、調停申立てに至った事情、紛争についての申立人の主張を記載する箇所です。記載方法及び記載内容についての限定はありませんので、例えば、箇条書き形式であっても結構です。調停人に紛争の概要を分かり易くご記載ください。

**注6:**

**【申し立てる解決の要旨】**(調停手続規則第2条2項5号)

「申し立てる解決の要旨」は、調停の趣旨に相当するもので、調停によりどのような解決を希望するかを記載する箇所となります。記載方法及び記載内容について限定はなく、本件であれば、次のような記載もありえます。

(記載例)

(1)「紛争の概要」記載の事情について、被申立人との間で適切な和解をするための調停を求める。

(2)申立人と被申立人との間の本件ライセンス契約に基づく特許査定一時金について、適切な金額の算定を求める。

**注7:**

**【調停人の数】**(調停手続規則第6条)

調停人は、弁護士1名、弁理士1名の原則2名ですが、双方の合意により、3名とすることができます。費用等の関係でご考慮ください。

**注8:**

**【添付書類又は添付目録】**(調停手続規則第2条3項1号～4号)

添付書類の内、「(3)資格を証明する書類」及び「(4)委任状」については、申立てと同時に提出してください。

添付書類の証拠の内、「特許公報や商標公報等、紛争の基礎となる権利の内容を示す証拠書類」については、申立てと同時に提出が必要ですので、本件であれば、甲第1号証ないし4号証は、申立てと同時に提出が必要な証拠となり、甲第5号証以下の書証は、申立てと同時に、または被申立人が調停に応じることを示した後、すみやかに提出すべき証拠となります。

**注9:**

**【写しの通数】**(調停手続規則第2条3項5号)

正本である1通以外に、調停人と被申立人の合計人数に1を加えた数の写しをご準備ください。申立てと同時に、または被申立人が調停に応じることを示した後、すみやかにご提出ください。

なお、証拠目録(証拠の標目、作成年月日、作成者、立証趣旨等を記載したもので、証拠説明書ともいわれます)については、事件管理者及び調停人が適正に調停を進めるうえで、通常、提出をお願いしておりますので、証拠とともにご提出ください。

**注10:**

**【その他の添付書類】**(調停手続規則第27条の手数料減額申請をする場合等)

収入要件等の審査がありますので、常に認められるものではありませんが、手数料減額の対象になる事案で、その減額を受けたいときには、手数料減額申請書1通及び規則の減額の理由に該当することを示す資料1通をご添付ください。

# 調停答弁書

2023年○月△日

※本模範調停の事件はフィクションです。実在の人物や団体とは関係ありません。

20××年(調)第1号事件

申立人:有限会社オオエド商会

被申立人:株式会社セイテン

## 日本知的財産仲裁センター 御中

### 1 被申立人

住所(居所) 〒151-0000  
東京都〇〇区〇〇〇〇

氏名(名称) 株式会社セイテン  
(代表者) 代表取締役 〇〇〇〇

連絡担当者

住所(居所) 〒114-0000  
東京都〇〇区〇〇〇〇

部署(代表者) 申立人知財部部长 印  
氏名 弁護士 〇〇〇〇

電話番号 03-2000-0000

ファックス番号 03-2000-0001

電子メールアドレス xxxxxxx@〇〇〇〇.co.jp

### 2 被申立人代理人

住所(居所) 〒114-0000  
東京都〇〇区〇〇〇〇  
〇〇法律事務所(送付先)

電話番号 03-3000-0000

ファックス番号 03-3000-0001

電子メールアドレス xxxxxx@〇〇〇〇.ne.jp

氏名 弁護士 〇〇〇〇 印

### 3 「紛争の概要」についての認否及び被申立人の主張

#### 第1 認否

1. 「紛争の概要」の第1は認める。
2. 同第2の1.ないし3.は認める。
3. ……(以下認否は省略)



## 第2 主張

1. 本件発明のマスク本体は、形態が限定されるものであり、・・・  
すなわち、「覆う」とは、「露出するところがないように全体にかぶせてしまう」等の意味を有するから、・・・
2. 申立人は「左右の耳介部を覆う形態」(構成要件B)とは、左右の耳介部の付け根の外側を覆う形態を意味すると主張するが、・・・
3. これに対して、被申立人製品は、・・・
4. 以上のとおりであるから、被申立人製品は、構成要件Bを充足しない。  
したがって、申立人は、被申立人に対し、被申立人製品につき、本件特許権に基づく差止請求権及び同特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しない。

## 4 「申し立てる解決の要旨」に対する答弁

被申立人は申立に係る申立人の権利を侵害していない。被申立人の主張に基づき調停人に妥当な調停を求める。

## 5 「申立人の調停人の数についての希望」に対する同意・不同意

3名による調停に同意しない。

## 6 添付書類又は添付物件の目録

- (1) 調停答弁書 写し4通
- (2) 証拠書類 1通、写し4通  
乙第1号証 広辞苑〔第七版〕
- (3) 委任状 2通

日本知的財産仲裁センターの

■ 調停について

## 1. 調停の概要

### 1.1 はじめに

調停は、当事者との間に利害関係を有しない公平・中立な第三者である調停人が、紛争を抱えた当事者の間に入り、和解の成立に向けて協力する制度である。

調停は、調停人に裁いてもらって白黒の決着をつける制度ではない。当事者は、知的財産の専門家である調停人の意見を参考にしながら互いに歩み寄り、紛争の解決に向けて努力するものである。

調停人は、専門家としての立場から意見を述べることもあるが、白黒の判断を下し、これに当事者が拘束されるものではない。調停人は、多くの場合、当事者の言い分を聞いた上で、和解案を提示するが、その和解案を受入れるかどうかは、当事者の自由である。

どうしても当事者間で和解が成立しない場合には、当事者の双方は合意することにより仲裁を、又、当事者のいずれか又は双方は裁判を求めることができ、それにより解決されることになる。

### 1.2 調停手続の概要

調停手続は、当事者双方の手続を進めるとの意思がなければ終了する。すなわち、被申立人不応諾の場合調停人は調停を終了させる。また、調停の進行中であっても、調停による解決を望まない(和解成立の見込みがない)場合は何時でも終了できる。

従って、調停の申立を受けた場合には、最初から不応諾にする(手続に全く参加しない)のではなく、とりあえず出席して話を聞き、様子を見ることをお勧めしている。

調停の結果、和解契約書が作成された場合、その効力は、通常の契約書と同じである。ただし、和解契約上の権利の行使(相手方による義務の履行)に懸念がある場合には、これを公正証書とすること、仲裁判断とすること等により、その履行を確保する方法がある。しかし、通常当事者間で和解が成立した場合には任意に履行されることが多いと考えられている。

### 1.3 代理人

調停の申立及び追行は、当事者本人又はその代理人を通じてなすことが可能であるが、代理人は弁護士、弁理士その他法令により代理権を認められている者又は当センターのセンター長が相当と認めて許可した者であることが必要である。

### 1.4 調停人

当センターの調停人候補者は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成されており、調停人として選任された者はそれぞれの専門知識と経験を活かして、調停による紛争解決に取り組んでいる。

## 2. 当センターの調停の特徴

### 2.1 紛争の解決への向き合い方

紛争の解決への向き合い方を考えてみよう。

#### (1) 調停以外の場

強い者と弱い者との間の紛争では、当事者同士の話し合いの場面において、強い者が交渉や議論を主導することが起きやすいといえる。

訴訟は、証拠を集め弁論を駆使して勝ち負けを争う場であるから、ここにおいても、証拠収集力、弁論のための準備書面の作成力などに、力の違いが出て結論に影響する可能性がある。

#### (2) 調停の場

調停の場では、調停人が間に入っていることが機能して、両当事者が調停人を挟んで、フラットな横関係で話し合いをすることができる。調停では、勝ち負けの決着をつける場ではなく、互いに納得がいく和解を構築する場であるから、財力・規模の力等の違いが結論に影響するという場にはなりにくいといえる。

そして、フラットな立場での話し合いの場では、より冷静に互いの持っている利点を活用し合う和解策の構築の可能性が高い。

また、フラットな立場で、解決策を構築するというプロセスが実行されると、その結果構築された解決策に対して、両当事者は押しつけられたという印象を持ちにくく得心がいきやすい。

#### (3) 調停による解決の社会的効果

互いの持っている利点を活用し合う解決策が構築されるということは、社会全体からみ

て、社会資産がより有効に活用される結果を生む可能性がある。

また、フラットな立場で解決策を構築するというプロセスは、風通しが良い関係を生み出す可能性が高い。調停自体は非公開であるが、調停が社会で広く利用されることにより、調停のプロセスを通じた風通しの良い社会実現の一助になる可能性もある。

### 2.2 和解契約

調停による和解契約は、調停人という専門的、かつ、ファシリテーションに慣れている第三者が、中立的な立場で同席し客観的なアドバイスをを行うことにより、構築した解決案に基づくものであって、両当事者が納得したものである。

守れるものであるから納得したものであり、守るつもりであるから契約締結するものである。その意味で、契約履行の実現力がある、ということができる。

### 2.3 調停と訴訟との違い

調停は裁判外の紛争解決手段の一つである。

#### (1) 調停と訴訟との違い

調停は非公開である。訴訟では、特許に無効理由があるとの判断が下されることがあり、かかる判断による他のライセンス契約への悪影響があり得る。

調停は勝ち負けを争う場ではないが、訴訟では、勝ち負けの結論を得るしかなく、論理的には勝ち負けどちらになるか分からないというリスクがある。

調停では、何時でも当事者の意向により終了させることができる。

## (2)「訴訟に依らないこと」の意味

次に、調停で可能な手続の意義をより詳しくみる。両当事者と調停人は、フラットな横関係にある。調停人は、両者の話し合い(場面の必要に応じて、別席の話し合いもあり)を進めるファシリテーターとして機能する。ファシリテーターに話を聞いて貰う、ということは、両当事者に双方にとって納得がいく結果を構築したいという自主性が形成される可能性がある。

そして、調停では、両当事者が調停人や相手方に対して自らの考える解決策を提示する場が開かれている。知財紛争の当事者は、多くの場合、同じ業界で活動し続けることが予測され、紛争を持ち越したくない、という消極的な意味の共生関係だけでなく、将来の協力関係を構築する、といった積極的な意味の共生関係があり得る。そこで、当事者から出された解決策を踏まえた調停人による柔軟な調整の場となり得る調停は有用である。

## 2.4 調停に向いている事案

- ・自分たちで自主的・積極的に和解を構築したいという当事者間の争い。
- ・訴訟で結論を出しにくい事案、例えば、感情的な要素も大きい職務発明の紛争。
- ・訴訟での結論が予測しにくく、どちら側も、結論を訴訟で出されるのを避けたい事案。
- ・判決だけでは背景にある紛争全体の終局的解決ができない事案。
- ・目前の紛争が解決すれば、当事者間のより発展的な関係構築の可能性がある事案。

## 2.5 調停の進め方

評価型、対話促進型いずれにおいても、始まりは似ている。各当事者に対して、別席で話を聞くことから始まることが多い。

日本人には、人前で本音をいう、あるいは、正直なところをいうことは得意でない人が多い、あるいは、一般論としても機密の内容があり得るので、別席の話し合いが活用される。

ただ、その場合でも、期日において最終的には両者が同席して、調停人が適切と考えた範囲で各当事者から聴取した事情を相手方に開示して、進め方を両者と相談し、あるいは、両者にアドバイスをする。1回の期日で2回以上別席の話し合いをすることもある。

こうして、事案が煮詰まり、解決案の構築が試みられ、最終的に和解契約成立することにより、又は成立せずに不調となって、調停手続が終了する。

## 3. その他

当センターは、2012年11月1日に、ADR法に基づく認証紛争解決事業者となった(認証第119号)。したがって、当センターへの調停・仲裁の申立てには時効の完成猶予が認められる。

# 手続電子化等に関する 調停手続規則の改正について

## 調停手続規則等の改正(2023年4月1日施行)

- 手続の電子化を、必須判定・JPドメイン名紛争処理から調停・仲裁・センター判定・事業適合性判定・事業に関する特許の貢献度評価・相談にまで拡大
- 調停手続規則の改正とADR法上の認証との関係(変更の認証を要しない軽微な変更⇒認証紛争解決手続の業務を行う知識又は能力の減少を伴わず、かつ、紛争の当事者に負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないもの)
- 書面等に電磁的記録を含ませ、オンラインストレージでの書面等の提出・授受を可能に
- ウェブ会議を用いた期日開催が可能であることを明記
- 調停手続における手数料を約5.5%減額
- 故意・重過失の不法行為を除くJIPAC・職員・調停人等の責任制限



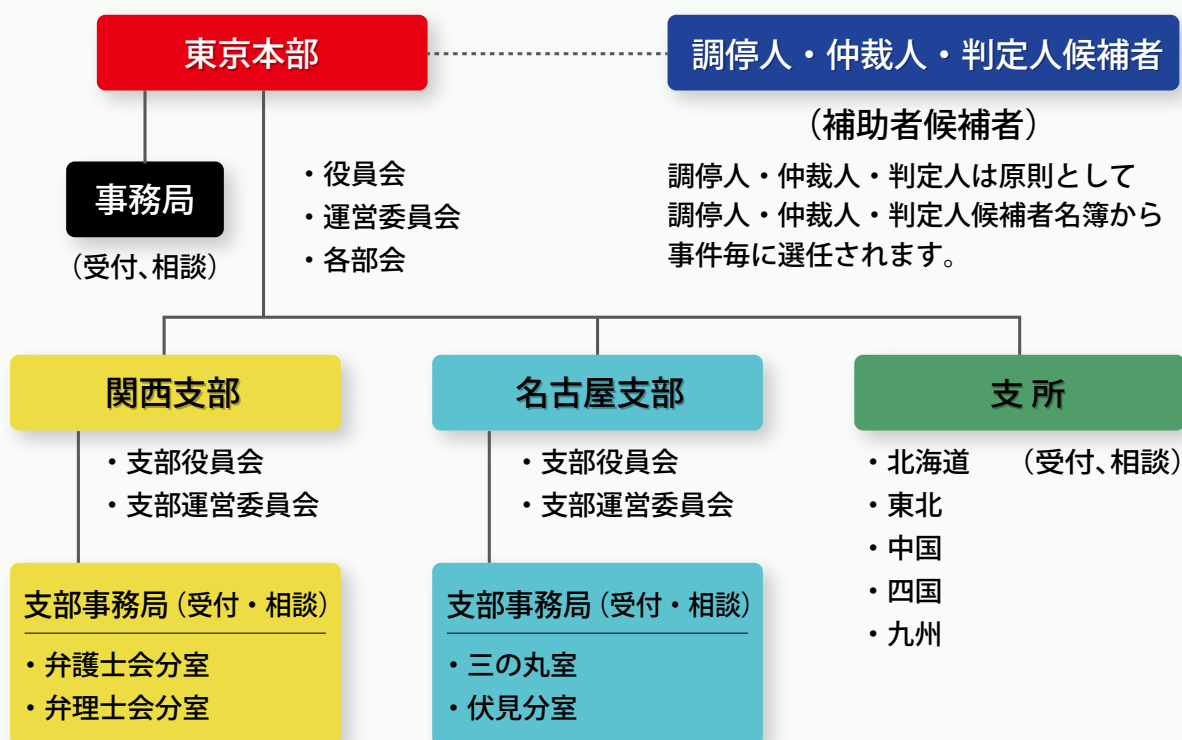
(画面イメージ)

弁護士 山口裕司(大野総合法律事務所)  
日本知的財産仲裁 センター運営委員

日本知的財産仲裁センター

メールアドレス: info@ip-adr.gr.jp (事務局) ウェブサイト: <https://www.ip-adr.gr.jp/>

# 日本知的財産仲裁センターの 組織



## 東京本部事務局

### 住所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番2号

弁理士会館内

TEL:03 (3500) 3793

FAX:03 (3500) 3839

### 最寄り駅

地下鉄銀座線「虎ノ門」駅下車徒歩約4分

千代田線・日比谷線・丸の内線「霞が関」駅下車徒歩約6分

千代田線・丸の内線「国会議事堂前」駅下車徒歩約5分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)

10:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00

## 関西支部弁護士会分室

### 住所・連絡先

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号

大阪弁護士会館内

TEL:06 (6364) 0861

FAX:06 (6364) 5069

### 最寄り駅

地下鉄・京阪「淀屋橋駅」1番出口から徒歩10分

地下鉄・京阪「北浜駅」から徒歩7分

地下鉄「南森町駅」2番出口から徒歩10分

J R東西線「北新地駅」から徒歩15分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)

10:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00

## ■ 関西支部弁理士会分室

### 住所・連絡先

〒530-0001  
大阪市北区梅田3-3-20  
明治安田生命大阪梅田ビル25階  
日本弁理士会関西会内  
TEL:06 (6453) 8205  
FAX:06 (6453) 8210

### 最寄り駅

大阪駅から徒歩10分  
JR東西線「北新地駅」から徒歩8分  
地下鉄・阪急・阪神「梅田駅」から徒歩10～12分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
10:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■ 名古屋支部三の丸分室

### 住所・連絡先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目4番2号  
愛知県弁護士会館内  
TEL:052 (203) 1651  
FAX:052 (203) 0714

### 最寄り駅

地下鉄名城線「市役所」駅6番出口から徒歩7分  
地下鉄鶴舞線「丸の内」駅下車1番出口から徒歩5分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
10:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■ 名古屋支部伏見分室

### 住所・連絡先

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目10番19号  
名古屋商工会議所ビル8階 日本弁理士会東海会内  
TEL:052 (211) 2051  
FAX:052 (220) 4005

### 最寄り駅

地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」駅下車徒歩約5分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
10:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■ 北海道支所

### 住所・連絡先

〒060-0001 札幌市北1条西10丁目 札幌弁護士会館内  
TEL:011 (251) 7730

### 最寄り駅

地下鉄東西線「西11丁目駅」下車4番出口から北へ200m

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
10:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■ 東北支所

### 住所・連絡先

〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目9-18 仙台弁護士会館内  
TEL:022 (223) 1005  
FAX:022 (726) 2545

### 最寄り駅

地下鉄南北線「広瀬通駅」から徒歩12分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
09:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■ 中国支所

### 住所・連絡先

〒730-8501 広島市中区基町6-27 そごう新館6階  
紙屋町法律相談センター内  
TEL:082 (225) 1600  
FAX:082 (225) 1616

### 最寄り駅

広島電鉄「紙屋町西」下車すぐ  
アストラムライン「県庁前駅」から徒歩3分

### 営業時間

月曜日から金曜日(火曜日、祝祭日を除く)  
09:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■ 四国支所

### 住所・連絡先

〒760-0033 高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内  
TEL:087 (822) 3693  
FAX:087 (823) 3878

### 最寄り駅

琴平線「片原町駅」から徒歩10分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
09:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■ 九州支所

### 住所・連絡先

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号  
南天神ビル2階 天神弁護士センター内  
TEL:092 (741) 3208  
FAX:092 (752) 1330

### 最寄り駅

地下鉄七隈線天神南駅・西鉄福岡駅約5分

### 営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
09:00～12:00 / 13:00～16:00



日本知的財産仲裁センター  
<https://www.ip-adr.gr.jp/>

